平成２２年（フ）第２５４８号
名古屋市北区喜惣治１丁目457番地　グレイシャス楠西２Ｃ号、開始決定時の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸43番地　レインボーティアラ豊山405
破産者　吉田　真彦
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３３号
名古屋市熱田区旗屋１丁目６番12号　山伝マンション601号
破産者　野中　雅夫
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４６号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目63番地
破産者　塚本　文利
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９４号
兵庫県加古川市平岡町土山390加古川平岡鉄筋団地10―201、開始決定時の住所兵庫県加古川市平岡町新在家2114番地の４
破産者　重松　惠子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０８号
兵庫県姫路市勝原区丁233番地18
破産者　藤澤　晃太
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９８号
兵庫県姫路市余部区下余部356―１レオパレスＪｅｕｎｅｓｓｅ21―204号、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区坂出222番地16
破産者　堀田　真人
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５０３号
北海道札幌市東区北33条東15丁目４番25号フォーシーズン１―４―Ｅ、破産開始決定時の住所北海道札幌市東区北10条東５丁目１番20―702号
破産者　加藤　祐司
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８２号
札幌市清田区清田６条１丁目５番16号
破産者　近藤　富幸
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４６２号
盛岡市大沢川原１丁目１番24―405号
破産者　千田　匡男
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５５号
新潟県村上市府屋63番地４
破産者　田宮　克也
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１３４３号
大阪市北区天神橋４丁目６番24号
破産者　大阪新薬株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
2　一般調査期日　平成23年８月25日午後３時30分
平成23年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８号
堺市東区高松227番地２　シティパーク北野田218号、開始決定時の住所堺市東区南野田163番地32
破産者　岡田　義弘
1　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
2　一般調査期日　平成23年７月25日午後２時
平成23年５月31日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１０８号
大阪市住吉区苅田３丁目３番24―101号
破産者　株式会社森上建装
1　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
2　一般調査期日　平成23年９月５日午後３時30分
平成23年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３７号
大阪府豊中市上野東１丁目１番91―502号
破産者　山野　有史
1　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
2　一般調査期日　平成23年８月25日午後４時
平成23年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８９号
大阪府池田市呉服町12番16号
破産者　石川　晴久
1　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
2　一般調査期日　平成23年９月29日午後４時
平成23年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第４３５５号
奈良県生駒市真弓南２丁目１番４号、開始決定時の住所奈良市あやめ池南８丁目７番４号
破産者　森本　知美
1　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
2　一般調査期間　平成23年８月９日から平成23年８月22日まで
平成23年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀1566番地の３
破産者　有限会社北野商会
異議申述期間　平成23年７月13日まで
平成23年６月１日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２６号
熊本県荒尾市平山2250番地34、開始決定時の住所福岡県大牟田市大字田隈405番地40
破産者　坂口　幸吉
異議申述期間　平成23年８月１日まで
平成23年６月１日
福岡地方裁判所大牟田支部